

JR東海労ニュース

一方的な休日出勤反対！

闘争シリーズ No.16

No. 764 2005年12月8日

JR東海労働組合

えッ！！勤労課は土・日が 休みだから「争議行為の 通知」を受けられない？

私たちJR東海労は9日から「指名ストライキ」を行使します。

労働協約に則り、10日前に「日時及び場所並びに争議行為の概要」、72時間前に「争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容」、48時間前に「争議行為の予告内容の変更」を通知しています。

ところが、会社(勤労課)は「土・日曜日は休みだから争議行為の通知を持ってきても受け取れない。その場合は金曜日に持ってきてもらう」と言っています。

皆さん！私たちJR東海労は「一方的な休日出勤」の解消に向けてストライキを行使しますが、会社が一方的な休日出勤を解消するなど状況が変わればただちに指名ストライキを中止する体勢をとっています。

その場合、土・日曜日ならばただちに中止することができません。また、48時間前の変更もできなくなります。

このような不誠実な会社の対応を許さず、「一方的な休日出勤」の解消に向けて断固ストライキでたたかおう！

乗務員には一方的に休日出勤を命じて、勤労課は週休二日をしっかりと確保！！